……………(産業労働局農林水産部食料安全課)…

○鳥獣捕獲等事業軽微変更届…………………

------(環境局自然環境部計画課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

目

次

域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…

……(産業労働局農林水産部農業振興課)…

 \equiv

三

○保安林の指定施業要件の変更予定……………

…………(産業労働局農林水産部森林課)…

Ŧī.

兀

講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

公

告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二

件) ………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

七

…(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課

七

○指定納付受託者の指定内容の変更…………… ○土砂災害警戒区域等の指定……………(同)

------(東京都教育委員会)…

六

六 Ŧī. ○土砂災害警戒区域等の指定の解除………………

…………………(建設局河川部指導調整課)…

日刊

(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都

発 行

項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の 第二項の規定により、令和四年東京都告示第六百十九号に ●東京都告示第千五百九十四号 より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

令和四年十二月二十日

とおり告示する。

東京都知事 小 百 合

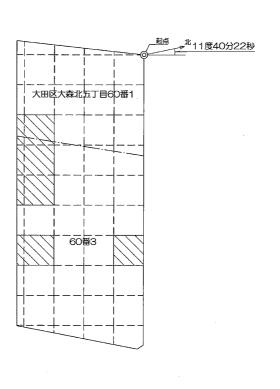
子

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 に適合していなかった特定有害物質の種類 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準 の化合物並びにふっ素及びその化合物 丁目地内) 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区大森北五 砒素及びそ

定有害物質の種類 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 鉛及びその化合物

告

別図



起点は、大田区大森北五丁目60番1の最北端とする。

【格子の回転角度(11度40分22秒)】 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により 構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転さ せた角度を示す。

三

	凡	例
	敷 地 境 界	
	筆 境 界	
[]]	単位区画線	
	指定を解除する区	域

家畜伝染病の種類

定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十日

東京都知事

小

池

百

合

子

十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規

豚熱

家畜の種類

患畜又は疑似患畜の区 のしし

 \equiv

届出があったので、 ●東京都告示第千五百九十六号 当該届出をした鳥獣捕獲等事業者について次のとおり告示 八条の七第三項に規定する鳥獣捕獲等事業の軽微な変更の 家畜伝染病予防法 鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名 港区元赤坂一丁目六番六号 鳥獣捕獲等事業者の住所 代表取締役社長 鳥獣捕獲等事業者の名称 綜合警備保障株式会社 **令和四年十二月二十日** 法第十八条の七第五項の規定に基づき (昭和二十六年法律第百六十六号) 東京都知事 柏木 伊久二 小 池

百

合

子

●東京都告示第千五百九十五号 (平成十四年法律第八十八号。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 以下 「法」という。)第十

●東京都告示第千五百九十八号

第一項本文の規定に基づき種畜証明書を次のとおり交付し た旨農林水産大臣から通報があったので、同法第八条第二 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条

東京都知事 小 池 百合子

(第17724号)			東	京	都	公	報			令和	114年	12月2	20日	(火曜	目)	4
	11/11/11/11/10/10001/	11/11/11/11/10/10001/	三1001000五		三九二三〇一〇〇〇一	三二人1三01000三	三八三010001	三八三010001	三十二三010001	三一六一三〇一〇〇〇九	111111111010001	三二十二三〇二〇〇〇三			三 六 三0 000五	証明書番号
	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右	同右 同右 同右			二級 豚 合成豚	等級 種類 品種
	トウキョウX オウメ 一〇 一四五五八	トウキョウX オウメ 二 一三八九五	トウキョウX オウメ 五 一三三〇八	トウキョウX オウメ 九 一三二七三	トウキョウX オウメ 四 一一六七四	トウキョウX オウメ 一〇 一〇七九四	トウキョウX オウメ 五 一〇七五八	トウキョウX オウメ 一二 一〇五八〇	トウキョウX オウメ 一 〇九七一六	トウキョウX オウメ 八 〇九七一一	トウキョウX オウメ 三 〇九五四七	トウキョウX オウメ 一六 〇九五二七			トウキョウX オウメ 九 〇九四七五	名号
	· 令和三年二月二十一日	令和二年四月十三日	令和元年七月八日	令和元年六月十九日	平成二十九年五月九日	一 平成二十八年三月六日	平成二十八年三月二日)平成二十七年十二月九日	平成二十六年六月十四日	平成二十六年六月十二日	平成二十六年二月二十一日	平成二十六年二月九日			平成二十六年一月二十一日	生年月日
	田日	日	同日	同日	同日	匣田	同日	同日	同日	同日	同日	同日			令和四年十月十一日	検査年月日
	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	振興財団	公益財団法人東京都農林水産	青梅市新町六丁目七番地の一	飼養者住所・氏名

供する。

5

関する法律

●東京都告示第千六百号

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に

(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項及

●東京都告示第千五百九十九号 森林法

ŋ るので告示する。 の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によ 次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であ (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条

令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池

百合子

八王子市美山町二一六一番一及び同番三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的 公衆の保健

立木の伐採の方法

変更後の指定施業要件

2 主伐として伐採をすることができる立木は、 主伐は、択伐による。

定める標準伐期齢以上のものとする。 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

> 都建設局河川部及び大田区役所において縦覧に供する。 別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。 なお、 「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京

び第九条第八項の規定に基づき、

平成三十年東京都告示第

八百七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特

東京都知事 小 池 百

令和四年十二月二十日 合 子

別表

十砂災害警戒区域

1 11/1/2	人口言风区域			
区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
大田区	田園調布四丁目	111001-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

十砂災害特別警戒区域

<u> </u>		*			
×	域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
大田区	田園調布四丁目	111001-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

東京都告示第千六百 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に

関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及 び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警 戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。 「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京

都建設局河川部及び大田区役所において縦覧に供する。 令和四年十二月二十日

東京都知事 小 池 百 合

子

別表

十砂災害警戒区域

	* H H // 1 - //							
×	近域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲				
大田区	 田園調布四丁目 	111001-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり				

2 土砂災害特別警戒区域

		-					
区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項		
大田区	田園調布四丁目	111001-K025	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり		

校の授業料等徴収条例 教育職員免許状授与証明書に関する手数料、 数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二条第 例第七十五号)第二条に規定する手数料、東京都事務手 項第一号に規定する資格又は履歴に関する証明のうち 変更後の指定納付受託者に納付させる歳入の内容 教育職員免許法関係手数料条例 (昭和二十二年東京都条例第九十 (平成十二年東京都条 東京都立学

●東京都告示第千六百二号

とおり告示する。 京都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により、 容を変更したので、 条の二の三第一項に規定する指定納付受託者の指定の内 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十 東京都会計事務規則 (昭和三十九年東 次の

東京都知事 小 池 百

令和四年十二月二十日

指定納付受託者の名称、 住所又は事務所の所在地 合子

教育職員免許状授与証明書に関する手数料及び東京都立 十一号)第一条に規定する東京都立高等学校の証明書手 学校の授業料等徴収条例 数料条例(昭和二十四年東京都条例第三十号)第二条第 例第七十五号)第二条に規定する手数料、 項第一号に規定する資格又は履歴に関する証明のうち 変更前の指定納付受託者に納付させる歳入の内容 三井住友カード株式会社 教育職員免許法関係手数料条例(平成十二年東京都条 江東区豊洲二丁目二番三十一号SMBC豊洲ビル (昭和二十二年東京都条例第九 東京都事務手

ク

7 東 少年を健全に育成する上で有益であるものとして、 その届出及び添付書類を縦覧に供する おり推奨する。 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 推奨番号 東京都条例第百八十一号) 四 法」という。) なお、 四八〇 東京都青少年の健全な育成に関する条例 会が行う事務に係る手数料に関する条例 料及び銃砲刀剣類所持等取締法に基づき東京都教育委員 大規模小売店舗立地法 京都条例第七十六号)第二条に規定する手数料 号 変更日 令和四年十二月二十**日** 令和四年十二月 ついて 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に 優良映画等の推奨について 第 法第八条第一 映画 種類 一条に規定する東京都立高等学校の証明書手数 公 がかかるカ 第六条第一項の規定により大規模小売店 フェー僕た 名 一項の規定に基づき、 東京都知事 日 称 (平成十年法律第九十一号。 第五条第一 告 奥村 沙 制作者等 小 一号の規定により、 同条第三項において 安莉 池 意見を述べよう (平成十二年東 (昭和三十九年 と認める。 で有益である に育成する上 青少年を健全 百 推奨理 合 子 次のと 以 下 由 青 + 三 七 六 にあっては団体名及びその代表者の氏名) とする者は、 + 九 八 号 あっては所在地)三意見を述べる理由」 十二 五. 四 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番) 添えて、令和四年十二月二十日から四月以内に東京都産業 に到着するよう提出してください の住所の小売業者 業者の氏名又は名変更を行った小売 の氏名又は名称 変更後の小売業者 の氏名又は名称 変更前の小売業者 変更後の設置者の 代表者名 変更前の設置者の 設置者住所 設置者名 店舗所在地 令和四年十二月二十日 変更前の小売業 変更後の小売業 者の代表者名 者の住所 意見の内容を記載した書面に 東京都知事 根本 清水 神奈川県藤沢市辻堂二丁目七番一 出口 ニュー・クィック) ほ,五号日本橋 K ビル九階 中央区日本橋馬喰町一丁目十四 ニュー・クィック)ほど 名株式会社ニュー・クィックほか四 敷島製パン株式会社ほか十五名 敷島製パン株式会社ほか八名 株式会社ジェイアール東日本都市 北区赤羽一丁目六十七番五十八号 赤羽駅北ショッピングセンター クィック) 渋谷区代々木二丁目ご 富士雄(株式会社ニュー 秀已 英紀 小 ほ を記載した書面を 池 二住所 「一氏名 百 か (株式会社 (株式会社 合 (団体に 号 団 体 十六 十三 + 九 八 七 六 Ŧi. 四 三 十八 十七 十五 十四四 店舗名 届出日 変更日 の氏名又は名称変更前の小売業者 店舗所在地 縦覧期間 縦覧場所 の氏名又は名称 変更後の小売業者 設置者住所 設置者名 者の代表者名変更後の小売業 変更日 縦覧時間 縦覧期間 届出日 縦覧場所 イック)ほか 池野 賢司(B 池野 都の休日に関する条例(平成元年年四月二十日まで。ただし、東京令和四年十二月二十日から令和五 か十四名株式会社BANKANわものやほ か十一名 株式会社BANKANわものやほ 年四月二十日まで。ただし、東京令和四年十二月二十日から令和五 振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 午前九時三十分から午後四時三十 東京都条例第十号)に定める休日 都の休日に関する条例(平成元年 振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 **令和四年十一月二十九日** 令和四年九月二十八日ほ 八王子市みなみ野一丁目二番一 アクロスモール八王子みなみ野 時までを除く。 分まで。ただし、 令和四年十一月二十五日 令和四年六月二十四日 東京都条例第十号)に定める休日 千代田区丸の内一 一菱HCキャピタル株式会社 (株式会社ニュー・ 丁目五番一号 正午から午後 ほ

号

(第17724号) 東 京 都 公 報 令和4年12月20日(火曜日) 8 十五. 十四四 士 <u>+</u> 七 六 +十 Ŧi. 十 の住所 店舗名 変更前の小売業者 変更前の小売業者 設置者住所 設置者名 変更後の小売業者 変更前の小売業者 変更を行った小売 変更後の小売業者 の氏名又は名称 店舗所在地 の代表者名 業者の氏名又は名 の氏名又は名称 届出日 変更日 変更後の小売業 縦覧時間 縦覧期間 縦覧場所 者の代表者名 年四月二十日まで。ただし、東京令和四年十二月二十日から令和五 振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 (日本トイザらス株式会社)ほかアンドレ・アーチー・ジェイブス 港区虎ノ門四丁目一番一号 新宿区西新宿八丁目十七番 日本トイザらス株式会社ほか十二 令和四年十二月一日 テイラー・リチャード・コリン 株式会社三和ほか六十六名 時までを除く。 午前九時三十分から午後四時三十 都の休日に関する条例(平成元年 令和四年七月十五日ほか クシオ株式会社) 株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番 大和ハウス工業株式会社 八王子市東浅川町五百五十番地 イーアス高尾 分まで。ただし、 (コネクシオ株式会社) (日本トイザらス株式会社) ほか 三和ほか六十二名 正午から午後一 (コネ 号 + 十六 七 十五. 十四四 十二 + 六 九 八 Ŧī. 四 変更前の小売業者 業者の氏名又は名変更を行った小売 の氏名又は名称変更後の小売業者 変更前の小売業者 変更前の設置者の 店舗所在地 店舗名 の代表者名 の氏名又は名称 代表者名 変更後の設置者の 代表者名 設置者住所 設置者名 縦覧期間 届出日 変更日 縦覧時間 縦覧場所 変更後の小売業 者の代表者名 振興課 川瀬 年四月二十日まで。ただし、東京 令和四年十二月二十日から令和五 東京都産業労働局商工部地域産業 令和四年十一月二十九日 Ш Ш 株式会社京王ストア 株式会社京王ストアほか一名 株式会社京王ストア Ш 多摩市関戸一丁目十一 株式会社京王ストア 時までを除く。 分まで。ただし、 分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十 東京都条例第十号)に定める休日 都の休日に関する条例(平成元年 令和四年六月二十四日ほか 八王子市めじろ台一丁目九番地二 京王ストアめじろ台店 畄 瀬 田 明伸 明伸 裕史 裕史 (新宿区西新宿二丁目八番 番地 十六 号 六 五 匹 \equiv とする者は、意見の内容を記載した書面に「□氏名 その届出及び添付書類を縦覧に供する。 労働局商工部地域産業振興課 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 添えて、令和四年十二月二十日から四月以内に東京都産業 あっては所在地) 巨意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名) 「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 に到着するよう提出してください。 店舗名 変更後の駐車場の 位置及び収容台数変更前の駐車場の 設置者名 店舗所在地 設置者住所 令和四年十二月二十日 縦覧時間 ついて 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 東京都知事 隔地 京王ストアめじろ台店 午前九時三十分から午後四時三十 多摩市関戸一丁目十一番地 株式会社京王ストア 八王子市めじろ台一丁目九番地 時までを除く。 分まで。ただし、 東京都条例第十号)に定める休日 地 (新宿区西新宿 三十九台 士 小

(二) 住所

(団体に (団体

二丁目八番

池

百 1合子

同条第三項において

以下

正午から午後

		- 	· +n /3	+1					,	
9	令和4年12月20日(火曜日) 十 五	東京	都公 十 三	報 十二	十	+	九	八	(第17724 七	号)
	五 縦 覧 時 間	四縦覧期間	縦覧場所	二届出日	一変更日	数及び位置自動車の出入口の変更後の駐車場の	数及び位置自動車の出入口の変更前の駐車場の	とができる時間帯 車場を利用するこ 変更後の来客が駐	とができる時間帯 車場を利用するこ 変更前の来客が駐	位置及び収容台数
	守までを除く。 時までを除く。 時までを除く。	を除く。 を除く。 を除く。 を除く。 を除く。	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業	令和四年十一月二十九日	令和五年七月三十日	一箇所隔地	二箇所 隔地	五分まで 五分まで	五分まで 五分まで	

_	(第17724号)	東	京	都	公	報	令和4年12月20日	(火曜日)	10
発行									
電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵高 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 乗 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東									
都の新									
三 僧									
五 四									
三新京									
一 八 一 番									
(代 是 叔									
○ 万 部 郵価悉号									
定 価									
一 本 告									
野 送 六									
料、									
含三									
(郵送料を含む。)									
印刷所									
電東勝									
話 泉 都 美									
○文□┃									
八日刷									
三一株									
五月式									
電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵113 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優3-0001 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号10001									
<u> </u>									
郵便番号 113-0001									
FSC ミックス 紙 FSC* C006270									
FSC ミックス									
FSC* C006270									